

めぐりと紫波

「紫波町循環型まちづくり条例」って何？

紫波町は2000年6月に“紫波の環境を百年後の子どもたちによりよい姿で残し伝えていきます”とし「新世紀未来宣言」を発表しました。

町では、環境に悪い影響を与えないように今の生活の仕方を変えていくことが必要だと考え、環境について新しい町のきまり（条例）をつくり、町民全体で取り組むことを決め「紫波町循環型まちづくり条例」を2001年6月に制定しました。

今号では「紫波町循環型まちづくり条例」について確認してみましょう。

紫波町循環型まちづくり条例

私たちの「いのち」は何によって生かされているのでしょうか。

地球の外から来るエネルギーが太陽の光です。この太陽光で酸素を作り出すのが植物です。枯れた葉や木は微生物で分解され、土になります。すべての生き物は、空気や水、土から恵みを得て生まれ、育ち、次のいのちを生み、土に戻ります。そしてこれが、何十億年にもわたり繰り返されてきた自然の循環です。

人は、自然が生み出すいのちを得ることで生きてきました。

だからこそ、私たちの祖先は、自然の循環の中で親から子へと引き継がれていくいのちを見つめながら、自然の恵みに感謝を捧げ、敬ってきたのです。

それをなおざりにしたとき、私たちの生存を脅かす環境問題が次々と起こってきました。今こそ、生活のかたを見つめ直し、助け合い、人類が初めて直面している地球規模の環境破壊を食い止め、失ったものを取り戻すために立ち向かわなければなりません。

それは、同時に、循環の持つ意味を改めて問い直し、豊かな心の復活を目指した自然と共生する新しい社会を創造することではないでしょうか。

祖先が、厳しい自然の中で培い、時代を超えて伝え続けてきたいのちを尊ぶ心、物を大切にする心、郷土の文化を伝えていく心こそが、これからの循環を実現させるために欠かせないことなのです。

人や動植物のいのちの循環を目標に掲げ、100年後の子どもたちが豊かな心で紫波の自然を享受できるよう、行動し、その輪を広げるように努めます。

私たちは、私たちの今と未来のために、ここに紫波町循環型まちづくり条例を制定します。

(平成13(2001)年6月15日施行)

2025年4月22日佐藤勇悦撮影

この条例は、良好な環境の保全・修復・創造に町民全体で取り組むため、子供から大人まですべての町民が理解し、考え、行動できるよう、法令用語を極力排除し、「です・ます」調で表現されています。このように、法令文としてはユニークな表現方法を採用していることとともに、街づくりの基軸に「循環型社会の構築」を据え、町民・事業者・行政の協働による循環型まちづくりを明確にした本条例は、**全国初の条例**として注目されました。

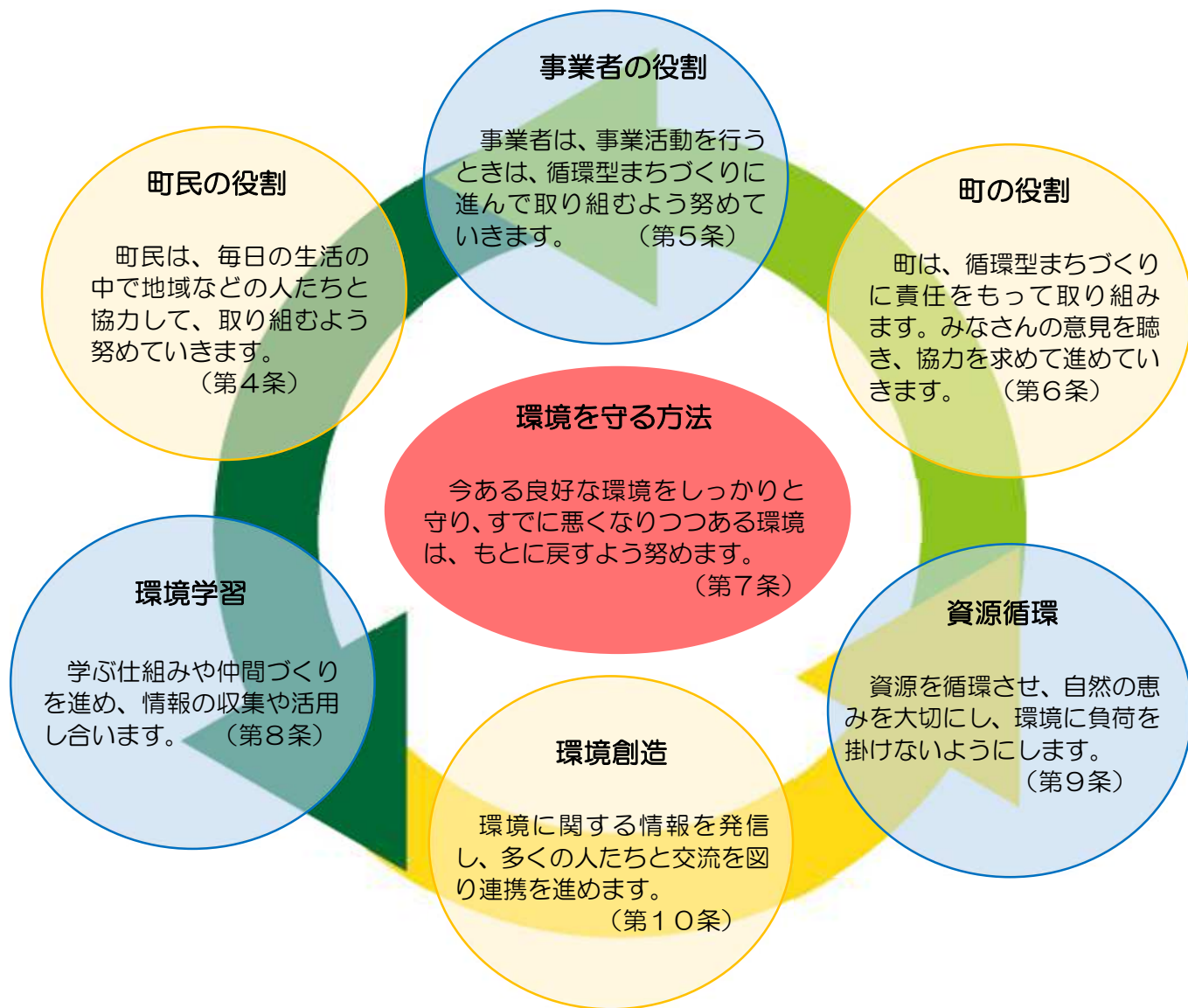
なお、「紫波町循環型まちづくり条例」は紫波町ホームページ、
または右のQRコードからご覧いただけます



◆ ◆ 循環型まちづくり条例(抜粋) ◆ ◆

基本的な考え方（第3条）

- 今ある良好な環境を守りながら、次の世代へ引き継いでいきます。
- 環境や資源循環の方法について学んでいきます。
- ごみを資源として考え、循環させていきます。
- 森林の持つ機能を学習し、育成や保全に努めていきます。
- 循環型まちづくりを進める上で、必要な交流や連携を行っていきます。



紫波町は持続可能な開発目標（SDGs）が始まった2015年よりも前の2000年から、100年後の未来を見据えた循環型まちづくりに取り組んできました。町の環境施策と関連が深いSDGsのアイコンです。町では、2030年のゴールに向けて「環境・循環基本計画」を策定しまちづくりを進めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

